



丹(まごころ)の里



# 丹波市パートナーシップ宣誓制度（骨子案）

【令和4年10月24日：丹波市人権行政審議会資料】

# 1. 制度の趣旨

「丹波市自治基本条例」 2012(平成24)年4月1日施行

基本理念：市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、  
安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。  
(第3条第1号)

「第2次丹波市総合計画—後期基本計画—」 2020(令和2)年3月策定

まちづくり目標5：ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち  
施策目標4：お互いを認め合い、多様性を尊重し合う社会をつくろう

「第3次丹波市人権施策基本方針」 2022(令和4)年3月策定

「性的マイノリティの人権」を人権課題の一つとして位置づけ  
・性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり

具  
体  
化

丹波市パートナーシップ宣誓制度

## 2. 制度の目的

本制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。

法的な効力を有するものではありませんが、本制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。

### 【用語の定義】

- 性的マイノリティ⇒ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性別と一致しない者。  
パートナーシップ⇒ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。  
宣 誓 ⇒ パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

### 3. 制度の基本的な考え方①

#### ① 名称

- 制度の名称を「丹波市パートナーシップ宣誓制度」とします。

#### ② 根拠規定

- 手続きを定めた要綱を新たに制定します。

#### ③ 対象

- 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人を本制度の対象とします。

#### ④ 概要

- 制度対象である二人が、市長に対して、パートナーシップの関係であることを宣誓し、必要書類を提出し、条件を満たしている場合、市長はパートナーシップ宣誓書受領証を交付することにより、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

- 婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

（法的効力は無し）

### 3. 制度の基本的な考え方②

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

① 双方が宣誓の当日に成人（18歳以上）であること。

② 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

③ 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がないこと。

④ 双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。

⑤ 宣誓者同士の関係が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係）でないこと。

※ただし、宣誓者同士がパートナーシップ関係に基づく養子と養親の関係にある場合を除く

④  
対象者の  
要件  
(詳細)

## 4. 手続きの流れ①

### ① 事前 審査

- 窓口または郵送で事前書類審査
  - ・ 人権啓発センターへ提出（内容確認 1 週間程度）
- 事前書類審査時に必要なもの
  - ① パートナーシップ宣誓書
  - ② 現住所を確認できる書類
    - ・ 住民票の写し
    - ・ 丹波市に転入予定の場合は、転入することがわかる書類
  - ③ 独身であることを証明できる書類（戸籍謄抄本、独身証明書など）

### ② 宣誓書 受領証 の交付

- パートナーシップ宣誓書受領証の交付
  - ・ 日時調整の上、人権啓発センターで受領証の交付（個室での対応も可能）
- 宣誓書受領証交付時に必要なもの
  - ・ 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）

### ③ 通称名 の使用

- 性的違和など、特に理由があると認める場合は、通称名を使用することができます。

## 4. 手続きの流れ②

### ④ 再交付

#### ■ 受領証の再交付を希望するとき

- ・ 宣誓書受領証を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、申請により再交付。

### ⑤ 内容 変更

#### ■ 宣誓内容を変更したとき

- ・ 住所（市内転居）、名前を変更した場合は、届出により再交付。

### ⑥ 返還

#### ■ 受領証を返還するとき

- ・ 次のいずれかに該当するときは、届出とともに宣誓書受領証を返還。
  - ・ パートナーシップを解消したとき。
  - ・ 死亡したとき。
  - ・ その他、対象者の要件に該当しなくなったとき。

## 5. その他

- 宣誓書受領証の活用について
  - ・ パートナーシップ宣誓制度については、法的な効力はありませんが、配偶者を対象としている行政サービスについて、市の裁量により本制度利用者を配偶者と同様に扱うことが可能となるものについて、他自治体の事例も参考に、利用可能となるよう検討を進めます。
  
- 県内自治体との連携に関し調整を図ります。
  - ・ 近隣市町との相互利用も見据えて、制度に関する情報共有や意見交換、調整を図ります。
  
- 本制度の趣旨や性的マイノリティの人権が十分に理解されるよう、あらゆる機会や場を通じて、継続的に市民や事業所等への周知、啓発に取り組みます。
  - ・ 市職員に対する研修会の実施
  - ・ 市民や事業者等に対し、講演会等の実施
  - ・ 啓発パンフレット等の作成や情報発信

## 6. 今後のスケジュール（案）

- 令和4年12月                      ・ 議会（委員会）へ制度（骨子案）を報告
- 令和4年12月下旬～              ・ パブリックコメントの実施
- 令和5年2月～                      ・ 制度要綱を制定
- 令和5年 春                        ・ 制度開始（予定）